

令和6年3月分(4月納付分)～の 協会けんぽの保険料率について お知らせします。

奈良支部の健康保険料率は引き上げとなります。
介護保険料率は引き下げとなります。
皆さまのご理解をお願い申し上げます。

令和6年2月分(3月納付分)まで 給与・賞与の 10.14%	健康保険料率 ➔	令和6年3月分(4月納付分)から 給与・賞与の 10.22%
令和6年2月分(3月納付分)まで 給与・賞与の 1.82%	介護保険料率 ➔	令和6年3月分(4月納付分)から 給与・賞与の 1.60%

※任意継続被保険者の方は、令和6年4月分(4月納付分)から変更となります。
※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。
※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

なお、令和6年度の都道府県ごとの健康保険料率は、支部別に「引上げ」「据え置き」「引下げ」に分かれます。

特定保険料率・ 基本保険料率とは

健康保険料率(10.22%)のうち、6.80%分は加入者の皆さまの医療費等に充てられる基本保険料率となり、3.42%分は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

介護保険制度・ 介護保険料率とは

介護保険制度は、介護が必要な方を社会全体で支える仕組みであり、公費(税金)や高齢者の介護保険料のほか、40歳から64歳までの健康保険の加入者(介護保険第2号被保険者)の介護保険料(労使折半)等により支えられています。

加入者の皆さま、お一人おひとりの健康の積み重ねが
保険料率の上昇を抑える大きな力になります。

▼ 保険料率についてのお問い合わせはこちらまで ▼